

第三者の行為による傷病届の提出について

交通事故などで皆さんやご家族(以下被害者)が負った怪我や病気は、当然その加害者(*第三者)が治療等に係る費用を支払う(損害賠償する)ことになりますが、被害者はさしあたって健康保険組合に届出をすることによって健康保険による治療を受けることができます。

その場合、健保組合の費用負担部分についての損害賠償請求権は健康保険法第 57 条の規定により、健保組合に移ることになります。つまり健保組合が負担した費用については、被害者に代わり、健保組合が加害者に損害賠償を請求することになるわけです。

みなさんやご家族の方が第三者の行為によって病気や怪我をしたり、又は亡くなられた場合には、以下に掲げた内容に留意して、遅滞なく健康保険組合へ届け出てください。

*第三者とは

医療保険上、健保組合を「第一当事者」、給付を受ける被保険者等を「第二当事者」、交通事故等の加害者を「第三当事者」といいこれを一般的に「第三者」といいます。又過失割合に関わらず第三者は「加害者」と表現されます。

記

1. すぐに健康保険組合に届け出てください

とりあえず健保組合に電話連絡をするとともに大至急「第三者行為による傷病届」を提出願います。

(連絡先：ミットヨ健康保険組合 TEL 044-813-8228)

みなさん(場合によっては加害者)が加入している損害保険によっては、損害保険会社による当該届の作成・提出の支援が受けられる場合もありますので相談することをお勧めします。

2. 自動車事故の場合は必ず警察に連絡するとともに「交通事故証明書」を請求し交付を受けてください。

事故後は必ず警察に届け出るとともに、自損事故や加害者が不明の場合も含み、届け出た警察に「交通事故証明書(人身扱い)」を請求してください。

事故現場が駐車場や個人の私有地であるなど、公道以外であるために「交通事故証明書」が入手できない場合などには「人身事故証明書入手不能理由書」を取得してください。

こちらの場合も、加入している損害保険によっては、損害保険会社が請求を行ってくれる場合もありますので相談することをお勧めします。

3. 示談はくれぐれも慎重をお願いします

被害者の方が健康保険を使って治療等を受けた場合には、被害者の方の窓口負担のほかに健保組合が負担する分については健保組合に損害賠償請求権がありますので、示談をする場合には必ず事前に健保組合に連絡をお願い致します。

4. 「第三者行為による傷病届」の提出について

- ① 交通事故の場合は「事故発生状況報告書」を詳細に記入願います。
- ② 「第三者側の自動車損害賠償保険の内容について」は実質的な損害賠償請求先となる重要な事項ですので、加害者に確認の上記入してください。
- ③ 「同意書」は当該事故において健康保険を使うために必要なため必ず提出願います。

5. 「念書」は内容をよく確認したうえで必ず提出願います。

* 記入上ご不明の点がありましたら、健康保険組合までお尋ね下さい。

〒213-8533

神奈川県川崎市高津区坂戸 1-20-1

ミットヨ健康保険組合

TEL 044-813-8228

FAX 044-813-8229